

令和3年度安全装置等導入促進助成事業実施要領

令和 3年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成制度の対象者

安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）に係る導入を実施する会員事業者。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 助成金予算額

14,000,000円

3 助成額

助成交付額は、1会員15台を上限とし、次のとおりとする。

- ① 後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入 : 1台 37,000円
- ② 後方及び側方視野確認支援装置の同時購入装着時 : 1台 50,000円

4 助成対象装置

対象装置は、全ト協が認める次の安全装置等とする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置は、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限る。

(モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない)

(2) 側方視野確認支援装置

側方視野確認支援装置は、以下のいずれかに該当する場合に助成対象とする。

①モニターと左側方カメラを同時に導入した場合

②後方視野確認支援装置導入済み車両に左側方カメラを単体で後付け装着した場合
なお、側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックを対象とする。

また、上記②左側方カメラ単体で後付け装着した場合にあっては、後方視野確認支援装置（モニター）装着を車両へ導入済であることについて、申請者より装着証明書あるいはモニター設置写真等の提出を求める。

(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）を対象とし、申請の際はGマーク認定証の写しを提出することとする。

※1 助成対象装置の詳細は別紙「安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧」参照

※2 中古品・レンタル品は助成対象としない

5 実施期間

申請期限：令和4年2月28日までに提出

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とする。

また、前年度装着分は対象外とし、次年度への持越しも行わない。